

25議第232号  
平成25年8月7日

南相馬市長 桜井勝延様

南相馬市議会議長 横山元栄

公の施設を利用する権利に関する処分に係る異議申立てについて  
(答申)

平成25年第4回南相馬市議会臨時会において諮問された諮問第1号について、下記意見を付し棄却が妥当である旨、地方自治法第244条の4第5項の規定により答申いたします。

#### 記

旧警戒区域の家庭系ごみが、警戒区域が解除されてから1年以上も収集されることなく経過したことは、市当局の対応としては批判を免れないものである。

しかしながら、今回の市当局の判断は、クリーン原町センター周辺地域の住民から旧警戒区域のごみの焼却処分について同意が得られなかったことによるものであり、市当局も同意を得るための可能な限りの努力をしていると認められることから、本申立てを棄却することはやむを得ない。

本件は、本市が原発事故を原因とする各種の区域設定により地域が分断されたことを象徴する、誠に悲しむべき事案である。

今後も市当局においては、市民に対する説明責任の重要性を深く認識するとともに、真に市民に寄り添った対応をなされたい。

以上